



Q

海外に現地法人を持つ会社に勤めています。これまでの海外勤務では、会社が労災保険の特別加入の手続きをしていますが、

A

したが、今回は現地法人の役員として派遣されます。今までもおり特別加入できるでしょうか。

派遣による
海外勤務は
労災保険に
加入できます!



来、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制度なので、海外事業場で就労する人は対象とな

派遣による海外勤務者も労災保険に加入できます

国内事業場から転勤者でない立場としてなどで海外事業場に派遣される人など派遣された場合は通常、その国の災害補償制度の対象となります。しかし、外国人の役員として派遣され、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分ではない場合もあることから、海外への派遣者についても労災保険の給付が受けられる特別加入制度を設けています。

海外派遣者として労災保険に特別加入することができるのは①日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される人②日本国内の事業主から海外にある一定規模以内の事業場に派遣される人③日本国内の事業主・役員など(労働

相談のケースは現地法人の役員として派遣される②に該当するもので、現地法人が一定規模以内の場合であれば、あらかじめ所定の手続きにより特別加入することができます。

なお、国内事業場に所属し、その事業主の指揮に従って勤務する商談、打ち合わせ、会議などの場合は一般に海外出張と考えられ、国内事業場の労災保険により給付されます。詳しくは各労働基準監督署または鳥取労働局へ。